

～令和元年 10 月 1 日から自動車税が変わります～

「自動車税」が「自動車税（種別割）」に変わります
 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税（環境性能割）」が導入されます

令和元年 10 月以後に新車新規登録される自家用乗用車から 自動車税（種別割）の税率が引き下げられます

区 分	令和元年9月30日以前に 新車新規登録	令和元年10月1日以後に 新車新規登録
総排気量1,000cc以下	29,500円	25,000円
総排気量1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
総排気量1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
総排気量2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
総排気量2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
総排気量3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
総排気量3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
総排気量4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
総排気量4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
総排気量6,000cc超	111,000円	110,000円

※令和元年 9 月 30 日以前に登録を受けた自家用乗用車の税率は変更されません。

自動車税（環境性能割）が導入されます

対象車	基 準	自動車税環境性能割 (自家用乗用車)	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車		非課税	
天然ガス車	H21年排出ガス基準10%低減又はH30年排出ガス基準適合	非課税	
クリーンディーゼル車	H21年排出ガス基準又はH30年排出ガス基準適合	非課税	
乗用車 (ガソリン車のみ) (ハイブリッド車含む)	平成17年 排出ガス基準 75%低減 又は 平成30年 排出ガス基準 50%低減	令和2年度燃費基準+40%達成	非課税
		令和2年度燃費基準+30%達成	非課税
		令和2年度燃費基準+20%達成	非課税
		令和2年度燃費基準+10%達成	取得価額の1%※
		令和2年度燃費基準達成	取得価額の2%※
上記以外の乗用車		取得価額の3%※	

※「令和2年度燃費基準+10%達成車」～「上記以外の乗用車」の環境性能割について
 令和2年9月30日までの間、自家用乗用車に限り、税率が1%軽減されます。

●長野県総務部税務課 自動車税係
 ☎026-235-7051
 ✉zeimu@pref.nagano.lg.jp

🔍 長野県 自動車税 検索



©長野県アルケマ

詳しくは
 税務課自動車税係 又は
 最寄りの県税事務所まで
 お願いします